

令和元年（ワ）第33338号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外2名

証拠説明書（1）

令和2年6月1日

東京地方裁判所民事第16部C係 御中

被告西日本旅客鉄道株式会社、被告東海旅客鉄道株式会社及び
被告九州旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士

同

本書面において用いる用語は、被告らの答弁書及び準備書面（1）（被告ら共通）
における定義に従うものとする。

また、「備考」欄の記載は、各証拠の立証趣旨に関連する当事者を示すものであ
り、「西日本」は被告JR西日本を、「東海」は被告JR東海を、「九州」は被告JR九
州を意味する。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	「健康増進法 の一部を改正 する法律（平 成30年法律第 78号）概要」 と題する資料	写し —	厚生労働省	令和2年4月1日から全 面的に施行された健康増進 法の改正の趣旨は、「望まな い受動喫煙の防止を図るた め、多数の者が利用する施 設等の区分に応じ、当該施 設等の一定の場所を除き喫 煙を禁止するとともに、当 該施設等の管理について権 原を有する者が講ずべき措 置等について定める」こと にあること。	西日本 東海 九州

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
乙2	「新幹線車両 内の喫煙ルー ムについて」 と題する書面	写し	R2.6.1	被告 JR 西日 本	<p>① 被告 JR 西日本が運行している新幹線の車両に設置されている全ての喫煙ルームが本件各技術的基準に適合していること。</p> <p>② 被告 JR 西日本が運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームの出入口及び新幹線の車両の主たる出入口の見やすい箇所には、それぞれ、健康増進法 33 条 2 項及び 3 項所定の記載事項を容易に識別することのできる標識が掲示されていること。</p> <p>③ 被告 JR 西日本は、今後も、自らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームが本件各技術的基準に適合することを確保するために、定期的な検査及びメンテナンスを実施することを予定していること。</p>	西日本
乙3	「当社が保有 する新幹線車 両における健 康増進法への 対応につい て」と題する 書面	写し	R2.6.1	被告 JR 東海	<p>① 被告 JR 東海が運行している新幹線の車両に設置されている全ての喫煙ルームが本件各技術的基準に適合していること。</p> <p>② 被告 JR 東海が運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームの出入口及び新幹線の車両の主たる出入口の見やすい箇所には、それぞれ、健康増進法 33 条 2 項及び 3 項所定の記載事項を容易に識別することのできる標識が掲示されていること。</p> <p>③ 被告 JR 東海は、今後も、自らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームが本件各技術的基準に適合すること</p>	東海

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
					を確保するために、定期的な検査及びメンテナンスを実施することを予定していること。	
乙4	「新幹線車両内の喫煙ルームについて」と題する書面	写し	R2.6.1	被告 JR 九州	<p>① 被告 JR 九州が運行している新幹線の車両に設置されている全ての喫煙ルームが本件各技術的基準に適合していること。</p> <p>② 被告 JR 九州が運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームの出入口及び新幹線の車両の主たる出入口の見やすい箇所には、それぞれ、健康増進法 33 条 2 項及び 3 項所定の記載事項を容易に識別することのできる標識が掲示されていること。</p> <p>③ 被告 JR 九州は、今後も、自らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームが本件各技術的基準に適合することを確保するために、定期的な検査及びメンテナンスを実施することを予定していること。</p>	九州

以 上